

議案第105号

芽室町監査委員条例中一部改正の件

芽室町監査委員条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

令和6年3月4日提出

芽室町長 手 島 旭

芽室町監査委員条例の一部を改正する条例

芽室町監査委員条例（平成7年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第3条中「法第243条の2の2」を「法第243条の2の8」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

説 明

地方自治法の一部改正に伴い、本条例を改正しようとするものであります。

## 芽室町監査委員条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(請求又は必要による監査)</p> <p>第3条 監査委員は、法第75条第1項、法第98条第2項、法第242条第1項若しくは<u>法第243条の2の8</u>第3項の規定による監査の請求又は法第199条第6項の規定による監査の要求があったときは、当該監査の請求又は要件を受理した日から60日以内に監査を行わなければならない。</p> <p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p><u>この条例は、令和6年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(請求又は必要による監査)</p> <p>第3条 監査委員は、法第75条第1項、法第98条第2項、法第242条第1項若しくは<u>法第243条の2の2</u>第3項の規定による監査の請求又は法第199条第6項の規定による監査の要求があったときは、当該監査の請求又は要件を受理した日から60日以内に監査を行わなければならない。</p>